



鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 9 日

鴨川市長 佐々木久之

鴨川市規則第41号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(特別休暇の期間に係る令和 8 年度の特例)

- 4 特別休暇の期間に係る第 22 条第 20 号の規定の適用については、令和 8 年度に限り、同号中「10 月」とあるのは、「11 月」とする。

(鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年鴨川市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(特別休暇の期間に係る令和 8 年度の特例)

- 3 特別休暇の期間に係る別表第 3 の 8 の項の規定の適用については、令和 8 年度に限り、同項期間の欄中「10 月」とあるのは、「11 月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。